

○国土交通省令第六十九号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十一号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のもは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（法第六条第一項第五号の書面）

第三条 法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、次に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 次に掲げる基準に並び、それぞれ次に定める書面

- イ 第七条第一号イに掲げる基準 別記様式第七号による証明書及び常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。）が当該イ(1)から(3)までのいずれかに規定する経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書
- ロ 第七条第一号ロに掲げる基準 次に掲げる書面

(1) 別記様式第七号の二による証明書

(2) 常勤役員等が第七条第一号ロ(1)又は(2)に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による使用者の証明書

（法第六条第一項第五号の書面）

第三条 法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第七号による証明書及び第一号又は第二号に掲げる証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 経営業務の管理責任者としての経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書

- (3) 第七条第一号ロ(1)又は(2)に規定する経験を有する常勤役員等を直接に補佐する者が当該口柱書に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による証明書
- (4) 組織図(全社的なものを含み、かつ、(3)の常勤役員等を直接に補佐する当該口柱書に規定する経験を有する者の位置付けを明確にすること)

ハ 第七条第一号ハに掲げる基準 当該ハの規定により同号イ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定された者であることを証する証明書

二 別記様式第七号の三による第七条第二号イからハまでに規定する届書の内容を記載した書面及び当該届書を提出したことを証する書面

2・3 (略)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一五 (略)

十六 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面

2・4 (略)

(提出すべき書類の部数)

第六条 法第五条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、次のとおりとする。

- 一 国土交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通
- 二 都道府県知事の許可を受けようとする者にあつては、当該都道府県知事の定める数

(法第七条第一号の基準)

第七条 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次のいづれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が次のいづれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいづれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験を(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業者を営む者にあつては当該建設業を営む者)における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- (1) 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
- (2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したものの。

二 法第七条第一号ロの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書

2・3 (略)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一五 (略)

十六 別記様式第二十号の三による健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十七條の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條の規定による被保険者となつたことの届出の状況(以下「健康保険等の加入状況」という。)を記載した書面

十七 別記様式第二十号の四による主要取引金融機関名を記載した書面

2・4 (略)

(提出すべき書類の部数)

第六条 削除

(提出すべき書類の部数)

第七条 法第五条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、次のとおりとする。

- 一 国土交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通
- 二 都道府県知事の許可を受けようとする者にあつては、当該都道府県知事の定める数

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

（変更の届出）

第七条の二 建設業者は、営業所に置く法第七条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者又は第七条第一号イ若しくはロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 建設業者は、前条第一項第一号イ若しくはロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が常勤役員等でなくなつた場合、同号ロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者が同号ロ(1)若しくは(2)に該当する常勤役員等を直接に補佐する者でなくなつた場合又は同号ハに該当しなくなつた場合において、これらに代わるべき者又は経営体制があるときは、二週間以内に、その者又は経営体制について、第三条第一項第一号に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 建設業者は、別記様式第七号の三の記載事項に変更を生じたときは、二週間（当該変更が従業員数のみである場合においては、毎事業年度経過後四月）以内に、別記様式第七号の三による変更後の内容を記載した書面に、当該変更の内容を証する書類を添えて（当該変更が従業員数のみである場合を除く）、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の氏名の変更に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができなかつたとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができなかつたときは、当該建設業者に対し、戸籍抄本又は住民票の抄本を提出させることができる。

（登録の要件等）

第七条の六 国土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

（氏名の変更の届出）

第七条の二 建設業者は、法第七条第一号イ若しくはロに該当する者として証明された者又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（新設）

（新設）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の氏名の変更に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができなかつたとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができなかつたときは、当該建設業者に対し、戸籍抄本又は住民票の抄本を提出させることができる。

（登録の要件等）

第七条の六 国土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

地すべり防止工事	次のいずれかに該当する者 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号))による大学を含む。以下同じ。若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に關する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に關する科目の研究により博士の学位を授与された者
(略)	ロ (略)

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号及び第六号に掲げる書面とする。

(届出書の部数)

第十一条 法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

(閲覧に供する書類)

第十二条 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第三条第一項第二号に掲げる書面(届書を提出したことを証する書面を除く。)

二 第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる書類

三 第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

四 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五 第十三条の二第二項柱書の認可申請書及び同項第一号から第四号までに掲げる書類

六 第十三条の二第二項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

七 第十三条の二第三項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

八 第十三条の三第一項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

(削る)

(特定建設業についての準用)

第十三条 第一条から第六条まで(第三条第二項及び第三項を除く。)、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類(一般建設業の許可の

地すべり防止工事	次のいずれかに該当する者 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に關する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に關する科目の研究により博士の学位を授与された者
(略)	ロ (略)

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第六号及び第十六号に掲げる書面とする。

第十一条 削除

(届出書の部数)

第十二条 法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第七条の規定を準用する。

(閲覧に供する書類)

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる書類

二 第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

三 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)|の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類(一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合に

みを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。」と、第七条の二第一項中「第七条第二号イ、口若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、口若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等)

第十三条の二

譲渡人（法第十七条の二第一項に規定する「譲渡人」をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する「譲受人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、譲渡人及び譲受人が連署した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による譲受人に係る工事経歴書
二 別記様式第三号による譲受人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

三 別記様式第四号による譲受人に係る使用人数を記載した書面

四 別記様式第六号による譲受人（法人である場合においては当該法人、その役員等及び令第三条に規定する使用人、個人である場合においてはその者及び同条に規定する使用人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 譲受人に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面

六 譲受人に係る第四条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは「譲受人」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

七 別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

八 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

九 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、合併消滅法人等が連署した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併存続法人」をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、別記様式第二号による当該合併存続法人に係る工事経歴書

あつては、法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、口若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、口若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(新設)

三 建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人である場合においては、別記様式第三号による当該合併存続法人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

四 別記様式第四号による合併存続法人又は合併により設立される法人（以下この項及び第三十条において「合併存続法人等」という。）に係る使用人数を記載した書面

五 別記様式第六号による合併存続法人等並びにその法人の役員等及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

六 合併存続法人等に係る第三条第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面

七 合併存続法人等に係る第四条第一号各号（同項第九号及び第十一号を除き、当該合併存続法人等が合併により設立される法人である場合においては、同項第一号から第七号まで及び第十六号に限る。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは「合併存続法人等」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

八 別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九 合併契約書の写し及び合併比率説明書
十 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、分割被承継法人等が連署（分割承継法人（同項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が新設分割により設立される法人である場合であつて、分割被承継法人（同項に規定する「分割被承継法人」をいう。第四項及び第八項において同じ。）が一の法人である場合においては、署名）した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 分割の方法及び条件が記載された書類

二 別記様式第二号による分割承継法人に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）

三 別記様式第三号による分割承継法人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）

四 別記様式第四号による分割承継法人に係る使用人数を記載した書面

五 別記様式第六号による分割承継法人並びにその法人の役員等及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

六 分割承継法人に係る第三条第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面

七 分割承継法人に係る第四条第一号各号（同項第九号及び第十一号を除き、当該分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合においては、同項第一号から第七号まで及び第十六号に限る。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは「分割承継法人」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）

八 別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七号第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九 分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

十 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

4 前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは合併存続法人又は分割被承継法人若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の都道府県知事に対し、知事許可建設業者が法第五条、法第六条又は法第十一条の規定により当該都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十七条の二第二項から第三項までのいずれかの規定により譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の認可を申請した者（次項において「認可申請者」という。）に対し、第一項から第三項までに掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

7 認可申請者は、次の各号に掲げる場合においては、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

一 譲受人が建設業者である場合 当該譲受人に係る第四条第一項第三号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第四号及び第五号に掲げる書類については、当該譲受人が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。次号及び第三号において同じ。）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したのからその記載事項に変更がない場合に限る。

二 合併存続法人が建設業者である場合 当該合併存続法人に係る第四条第一項第三号から第八号まで、第十号及び第十三号から第十六号まで並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第十六号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号並びに第二項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該合併存続法人が法第三条第一項の許可の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したのからその記載事項に変更がない場合に限る。

三 分割承継法人が建設業者である場合 当該分割承継法人に係る第四条第一項第三号から第八号まで、第十号及び第十三号から第十六号まで並びに第三項第二号、第三号、第五号及び第十六号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号並びに第三項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該分割承継法人が法第三条第一項の許可の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したのからその記載事項に変更がない場合に限る。

8 第七条の規定は、法第十七条の二第一項から第三項までの認可について準用する。この場合において、第七条第二号中「提出した」とあるのは、「提出することが確実に見込まれる」と読み替えるものとする。

9 法第十七条の二第一項から第三項までのいずれかの規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継した次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる期間内に同表の下欄に掲げる書類を当該認可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

譲受人、合併存続法人又は分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く。）	当該承継の日から二週間以内	第三条第一項第二号に掲げる書面
合併により新設された法人及び分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る。）	当該承継の日から二週間以内	第三条第一項第二号に掲げる書面
	当該承継の日から三十日以内	第四条第一項第十号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

10 第一項から第三項までの規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（相続の認可の申請等）

第十三条の三 相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法

第十七条の三第一項に規定する「被相続人」をいう。以下この条において同じ。）の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 別記様式第二号による申請者に係る工事経歴書
- 三 別記様式第三号による申請者に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面
- 四 別記様式第四号による申請者に係る使用人数を記載した書面
- 五 別記様式第六号による申請者、その者の令第三条に規定する使用人及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 六 申請者に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面
- 七 申請者に係る第三条第一項第二号に掲げる書面又は別記様式第二十二号の十一による第六項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第七項において「誓約書」という。）
- 八 申請者に係る第四条第一項各号（同項第六号から第八号までを除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請中」とあるのは「申請者」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）
- 九 申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

（新設）

2 前項の規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した申請者は、自ら又は被相続人が都道府県知事の許可を受けているときは、別記様式第二十二号の十二による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の許可を受けた同項の申請者又は被相続人が法第五条、法第六条及び法第十一条の規定により当該都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請者に対し、第一項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5 建設業者である申請者は、第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第三号から第五号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、第四条第一項第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該申請者が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものである記載事項に変更がない場合に限る。

6 第七条の規定は、法第十七条の第三項の認可について準用する。この場合において、第七条第二号中「提出した」とあるのは、「提出した者又は提出することが確実に見込まれる」と読み替えるものとする。

7 法第十七条の第三項の規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継した申請者（第一項第八号に掲げる誓約書を提出した者に限る。）は、当該認可を受けた日から二週間以内に第三条第一項第二号に掲げる書面を当該認可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

8 第一項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四（略）

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一・二 （略）

3 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

（略）

第十三条の五 第十三条の十（略）

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

第十三条の十二 第十三条の十五（略）

（法第二十四条の六第四項の率）

第十四条 法第二十四条の六第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の二（略）

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一・二 （略）

（新設）

3 （略）

第十三条の三 第十三条の八（略）

（新設）

第十三条の九 第十三条の十二（略）

（法第二十四条の五第四項の率）

第十四条 法第二十四条の五第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）

二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イホ（略）

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八号第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。）

- (1) 氏名、生年月日及び年齢
- (2) 職種

(3) 健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ(3)において「社会保険」という。）の加入等の状況

(4) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ(4)において単に「被共済者」という。）であるか否かの別

(5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、及び同法別表第一の五の表の特定技能の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事者の状況

三（略）

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成建設業者（法第二十四条の七第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 健康保険等の加入状況

二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イホ（略）

（新設）

ヘ 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者又は監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

（新設）

ト 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、及び同法別表第一の五の表の特定技能の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事者の状況

三（略）

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イスト (略)

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)

- (1) 氏名、生年月日及び年齢
- (2) 職種
- (3) 社会保険の加入等の状況
- (4) 被共済者であるか否かの別
- (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
- (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ (略)

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面(当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。)及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 (略)

二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

2 (略)

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イスト (略)

(新設)

チ (略)

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面(当該監理技術者が法第二十六条第四項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。)及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(新設)

三 前項第二号へに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の七第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 法第十九条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第二項第一号に規定する添付書類に代えることができる。

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 (略)

二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の七第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

2 (略)

(再下請負通知を行うべき事項等)
第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に關する同項第四号イからハまで、チ及びリに掲げる事項

258 (略)
9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 (略)

2・3 (略)

4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。

510 (略)

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 作成建設業者が請け負った建設工事に關する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称及び工期

ロ 発注者の商号、名称又は氏名

ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名

ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ 商号又は名称

ロ 代表者の氏名

ハ 一般建設業又は特定建設業の別

ニ 許可番号

四 前号の請け負った建設工事に關する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ 建設工事の内容及び工期

ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無

(再下請負通知を行うべき事項等)
第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に關する同項第四号イからハまで及びチに掲げる事項

258 (略)
9 法第十九条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 (略)

2・3 (略)

4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。

510 (略)

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号に掲げる事項を表示するほか、第二号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

(新設)

二 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているもの商号又は名称、当該請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請負人が建設業者であるときは、当該下請負人が置く主任技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置く場合における当該者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

(新設)

- 八 下請負人が置く主任技術者の氏名
- 二 第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

(施工体制台帳の備置き等)

第十四条の七 法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の揭示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号口の請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

(講習の登録の申請)

第十七条の四 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十六条の七第一項第一号口又は八に掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

四 法第二十六条の七第一項第一号口又は八に掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

2 (略)

(登録の更新)

第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

(特定専門工事の合意の内容等)

第十七条の六 法第二十六条の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該特定専門工事の内容

二 当該特定専門工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。次号において同じ。）

三 当該特定専門工事が元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事に係るものであるときは、当該元請負人が当該発注者から直接請け負つた建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額

四 元請負人が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第六項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 前項第四号の主任技術者が当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面

(施工体制台帳の備置き等)

第十四条の七 法第二十四条の七第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の七第四項の規定による施工体系図の揭示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号口の請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

(講習の登録の申請)

第十七条の四 法第二十六条第四項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十六条の六第一項第一号口又は八に掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

四 法第二十六条の六第一項第一号口又は八に掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

2 (略)

(登録の更新)

第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の七第一項の登録の更新について準用する。

(新設)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)
第十七条の七 法第二十六条の三第五項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十六条の三第四項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法（同条第五項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けけない旨の申出をする場合にあっては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第二十六条の三第四項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、元請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条の八 令第三十一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち注文者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(講習の実施基準)
第十七条の九 法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(講習規程の記載事項)
第十七条の十 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 一十 (略)
- 二 十一 第十七条の十四第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 (略)

(登録講習実施機関に係る業務の休廃止の届出)
第十七条の十一 登録講習実施機関は、法第二十六条の十二の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一三 (略)
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第十七条の十二 法第二十六条の十三第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)
第十七条の十三 法第二十六条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

- 一 一 二 (略)
- 2 (略)

(新設)

(講習の実施基準)
第十七条の六 法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(講習規程の記載事項)
第十七条の七 法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 一十 (略)
- 二 十一 第十七条の十一第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 (略)

(登録講習実施機関に係る業務の休廃止の届出)
第十七条の八 登録講習実施機関は、法第二十六条の十一の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一三 (略)
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第十七条の九 法第二十六条の十二第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)
第十七条の十 法第二十六条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

- 一 一 二 (略)
- 2 (略)

(帳簿)

第十七条の十四 法第二十六条の十七の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習実施機関は、法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習を実施した日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(講習業務の引継ぎ)

第十七条の十五 登録講習実施機関は、法第二十六条の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三 (略)

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十六 (略)

2 前項の報告書には、第十七条の十四第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

(講習の受講)

第十七条の十七 法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受けた日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。

(検定等の指定)

第十七条の十八 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一～三 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

(表 略)

第十七条の十九～第十七条の三十一

(略)

(帳簿)

第十七条の十一 法第二十六条の十六の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習実施機関は、法第二十六条の十六に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習を実施した日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(講習業務の引継ぎ)

第十七条の十二 登録講習実施機関は、法第二十六条の十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三 (略)

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十三 (略)

2 前項の報告書には、第十七条の十一第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以上以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していない者でなければならない。

(検定等の指定)

第十七条の十五 令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一～三 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第二十七条の七の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

(表 略)

第十七条の十六～第十七条の二十八

(略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十二 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四第一項並びに第十七条の三十五第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四において同じ。）は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4・5 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十三 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 交付を受ける者が法第二十六条第五項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

2・3 (略)

(資格者証の記載事項の変更)

第十七条の三十四 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一・二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十二第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3 (略)

第十七条の三十五 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十六 (略)

2 第十七条の三十二第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

第十七条の三十七、第十七条の四十一 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の二十九 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十一第一項並びに第十七条の三十二第二項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十一において同じ。）は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4・5 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 交付を受ける者が法第二十六条第四項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

2・3 (略)

(資格者証の記載事項の変更)

第十七条の三十一 資格者証の交付を受けている者は、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一・二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の二十九第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の二十九第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3 (略)

第十七条の三十二 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十三 (略)

2 第十七条の二十九第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

第十七条の三十四、第十七条の三十八 (略)

(準用)

第十七条の四十二 第十七条の二十一、第十七条の二十六、第十七条の三十及び第十七条の三十一の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十一中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十六第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十一第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第四十四条の法人)

第十八条 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 九 (略)

十 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工に従事する者の取組の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

三・四 (略)

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

(準用)

第十七条の三十九 第十七条の十八、第十七条の二十三、第十七条の二十七及び第十七条の二十八の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の十八中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十三第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の二十七中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の二十八第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第二十七条の十三の法人)

第十八条 令第二十七条の十三の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(経営事項審査の客観的事項)

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 九 (略)

(新設) 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工に従事する者の取組の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の三の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

三・四 (略)

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの

ロ 登録経理試験（建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ハ 登録経理講習（登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

二 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イから二までに掲げる者の数

（登録の申請）

第十八条の四（略）

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の六までにおいて同じ。）にあつては、その代表者の氏名

二・三（略）

四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十八条の十第六号において同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三（略）

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五〜七（略）

（欠格条項）

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一（略）

二 第十八条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三（略）

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

ロ 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）に合格した者

（新設）

（新設）

三 建設業に従事する職員のうち前号イ又はロに掲げる者で建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められるもの数

（登録の申請）

第十八条の三の二（略）

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の三の四までにおいて同じ。）にあつては、その代表者の氏名

二・三（略）

四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の三の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三（略）

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の三の四第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五〜七（略）

（欠格条項）

第十八条の三の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一（略）

二 第十八条の三の十三の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三（略）

(登録の要件等)

第十八条の六 国土交通大臣は、第十八条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の八第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 (略)

2 (略)

第十八条の七 (略)

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の八 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 一七 (略)

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の八による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 十 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十八条の九 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の十 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一十二 (略)

十三 第十八条の十六第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 (略)

第十八条の十一・第十八条の十二 (略)

(適合命令)

第十八条の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の十四 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の要件等)

第十八条の三の四 国土交通大臣は、第十八条の三の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の三の六第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 (略)

2 (略)

第十八条の三の五 (略)

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の三の六 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の三の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 一七 (略)

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第三十号による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 十 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十八条の三の七 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の三の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の三の八 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一十二 (略)

十三 第十八条の三の十四第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 (略)

第十八条の三の九・第十八条の三の十 (略)

(適合命令)

第十八条の三の十一 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の三の十二 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の三の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十八条の九から第十八条の十一まで、第十八条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十八条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 (略)

五 第十八条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

第十八条の十六・第十八条の十七 (略)

(公示)

第十八条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 (略)

二 第十八条の九の規定による届出があつたとき。

三 第十八条の十一の規定による届出があつたとき。

四 第十八条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 (略)

五 登録経理試験事務申請者が第十八条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(登録の要件等)

第十八条の二十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務(八並びに第十八条の二十四第一項第二号ロ及びハにおいて「建設業監査等」という。)に五年以上従事した者

ハ・ニ (略)

2

(略)

(登録の取消し等)

第十八条の三の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の三の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十八条の三の七から第十八条の三の九まで、第十八条の三の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十八条の三の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 (略)

五 第十八条の三の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

第十八条の三の十四・第十八条の三の十五 (略)

(公示)

第十八条の三の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 (略)

二 第十八条の三の七の規定による届出があつたとき。

三 第十八条の三の九の規定による届出があつたとき。

四 第十八条の三の十三の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の四 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 (略)

五 登録経理試験事務申請者が第十八条の七において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(登録の要件等)

第十八条の五 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ (略)

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務(八において「建設業監査等」という。)に五年以上従事した者

ハ・ニ (略)

2

(略)

(登録経理試験事務の実施に係る義務)

第十八条の二十一 登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

一～四 (略)

五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の九による合格証明書(以下「登録経理試験合格証明書」という。)を交付すること。

(準用)

第十八条の二十二 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五	登録を	第十八条の三第三項第二号口の登録を
(略)		
第七条の七第二項	前三条	第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五
(略)		
第七条の十第九号	登録技術試験合格証明書	登録経理試験合格証明書
(略)		
第七条の十三	登録技術試験が第七条の六第一項	登録経理試験が第十八条の二十第一項
(略)		

(登録経理試験事務の実施に係る義務)

第十八条の六 登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

一～四 (略)

五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の七の二による合格証明書(以下「登録経理試験合格証明書」という。)を交付すること。

(準用規定)

第十八条の七 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五	登録を	第十八条の三第三項第二号口の登録を
第七条の五第二号、第七条の十八第四号	第七条の十五	第十八条の七において準用する第七条の十五
(略)		
第七条の七第二項	前三条	第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五
第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項及び第二項、第七条の十三から第七条の十七まで	登録技術試験実施機関	登録経理試験実施機関
(略)		
第七条の十第九号	登録技術試験合格証明書	登録経理試験合格証明書
第七条の十第十三号	第七条の十六第三項	第十八条の七において準用する第七条の十六第三項
(略)		
第七条の十三	登録技術試験が	登録経理試験が
第七条の六第一項	第七条の六第一項	第十八条の五第一項
(略)		

第七條の十四	第七條の八	第十八條の二十一
第七條の十六第一項	登録技術試験に	登録経理試験に

(登録の申請)

第十八條の二十三 第十八條の三第三項第二号ハの登録は、登録経理講習の実施に関する事務(以下「登録経理講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十八條の三第三項第二号ハの登録を受けようとする者(以下「登録経理講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録経理講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録経理講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録経理講習事務を開始しようとする年月日
- 四 登録経理講習委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十九条において読み替えて準用する第十八條の十第六号において同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

第七條の十四	第七條の八	第十八條の六
第七條の十五第一号	第七條の五第一号	第十八條の七において準用する第七條の五第一号
第七條の十五第二号、第七條の十八第二号	第七條の九	第十八條の七において準用する第七條の九
第七條の十五第二号	次条	第七條の十六
第七條の十五第三号	第七條の十二第二項各号	第十八條の七において準用する第七條の十二第二項各号
第七條の十五第四号	前二条	第十八條の七において準用する第七條の十三又は前条
第七條の十五第五号	第七條の十七	第十八條の七において準用する第七條の十七
第七條の十六第一項	登録技術試験に	登録経理試験に
第七條の十八第三号	第七條の十一	第十八條の七において準用する第七條の十一

(新設)

- 三 登録経理講習事務の概要を記載した書類
- 四 登録経理講習委員のうち、次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 五 登録経理講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 登録経理講習事務申請者が第十九条において読み替えて準用する第十八条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

(登録の要件等)

第十八条の二十四 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第三号の表の上欄に掲げる級ごとに中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録経理講習事務に

関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録経理講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、建設業監査等に五年以上従事した者

ハ 監査法人の行う建設業監査等にその社員として五年以上関与した公認会計士

ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第十八条の三第三項第二号ハの登録は、登録経理講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録経理講習事務を行う者（以下「登録経理講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録経理講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録経理講習事務を開始する年月日

(登録経理講習事務の実施に係る義務)

第十八条の二十五 登録経理講習実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計六時間以上行うこと。

級	科 目	内 容
一級	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項

(新設)

(新設)

二級	二 建設業の財務諸表に関する科目	會計理論、會計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項
	三 建設業の財務分析に関する科目	財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項
二級	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項
	二 建設業の財務諸表に関する科目	會計理論、會計基準及び建設業の計算書類の作成に関する概略的事項

四 前号の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。

七 終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。

八 講習の課程を修了した者に対して、別様式第二十五号の十による登録経理講習修了証を交付すること。

九 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。

十 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(準用)

第十九条 第十八条の五、第十八条の七及び第十八条の九から第十八条の十八までの規定は、登録経理講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の五、第十八条の七第一項、第十八条の十五第六号及び第十八条の十八第一号	第十八条の三第二項第二号	第十八条の三第三項第二号
第十八条の五第三号、第十八条の十、第十八条の十一(見出しを含む)、第十八条の十四、第十八条の十五、第十八条の十六第三項、第十八条の十七及び第十八条の十八第四号	登録基幹技能者講習事務	登録経理講習事務

第十九条 削除

第十八条の七第二項	前三条	第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五
第十八条の九	第十八条の六第二項第二号	第十八条の二十四第二項第二号
第十八条の十及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習の	登録経理講習の
第十八条の第十六号	登録基幹技能者講習委員	登録経理講習委員
第十八条の第十七号及び第八号	登録基幹技能者講習試験	登録経理講習試験
第十八条の第十九号及び第十八条の十六第一項第四号	登録基幹技能者講習修了証	登録経理講習修了証
第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習を	登録経理講習を
第十八条の十三	登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項	登録経理講習が第十八条の二十四第一項
第十八条の十四	第十八条の八	第十八条の二十五
第十八条の十六第一項	登録基幹技能者講習に	登録経理講習に

(経営状況分析申請書の記載事項及び様式)

第十九条の三 (略)

2 経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

(経営状況分析申請書の添付書類)

第十九条の四 法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう)である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書
- 二・三 (略)

四 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の十二による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

2 (略)

(経営状況分析申請書の記載事項及び様式)

第十九条の三 (略)

2 経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の八によるものとする。

(経営状況分析申請書の添付書類)

第十九条の四 法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう)である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書
- 二・三 (略)

四 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の九による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

2 (略)

（経営状況分析の結果の通知）
第十九条の五 法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十三による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）
第十九条の七（略）

2 経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十四によるものとする。

（経営規模等評価の結果の通知）

第十九条の九 法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）

第二十條（略）

2（略）

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十四による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4・5（略）

（総合評定値の請求）

第二十一条の二（略）

2 総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十四による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

3（略）

（総合評定値の通知）

第二十一条の四 法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（登録経営状況分析機関の登録の申請）

第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五（略）

2（略）

（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三（略）

四 経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合において）は、当該補正後の内容が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合には、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十七による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五・六（略）

（経営状況分析の結果の通知）
第十九条の五 法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）
第十九条の七（略）

2 経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

（経営規模等評価の結果の通知）

第十九条の九 法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十二による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）

第二十條（略）

2（略）

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十一による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4・5（略）

（総合評定値の請求）

第二十一条の二（略）

2 総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十一による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

3（略）

（総合評定値の通知）

第二十一条の四 法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十二による通知書により行うものとする。

（登録経営状況分析機関の登録の申請）

第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十三の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五（略）

2（略）

（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三（略）

四 経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合において）は、当該補正後の内容が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合には、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十四による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五・六（略）

(経営状況分析規程の記載事項)
 第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇九 (略)

(帳簿)
 第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に
 関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)を、経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(経営状況分析結果の報告)
 第二十一条の九 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第二十五号の十八による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(準用)
 第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十一から第十七条の十三まで及び第十七条の十五の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	法第二十六条の八第一項	(略)
第十七条の十一	法第二十六条の十二	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二
第十七条の十一及び第十七条の十五(見出しを含む。)	(略)	(略)	(略)

(経営状況分析規程の記載事項)
 第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇九 (略)

(帳簿)
 第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六の経営状況分析に
 関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一〇五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十六に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)を、経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(経営状況分析結果の報告)
 第二十一条の九 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第二十五号の十五による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(準用)
 第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の八から第十七条の十まで及び第十七条の十二の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	法第二十六条の七第一項	(略)
第十七条の八(見出しを含む。)、第十七条の十第一項及び第十七条の十二	登録講習実施機関	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の七第一項	登録経営状況分析機関
第十七条の八	法第二十六条の十一	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一	一
第十七条の八及び第十七条の十二(見出しを含む。)	(略)	(略)	(略)

第十七条の十二	法第二十六条の十三第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第三号
第十七条の十三第一項	法第二十六条の十三第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第四号
第十七条の十五	法第二十六条の十八第二項	(略)

(建設業者団体の届出)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

一 建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合(次号に該当する場合を除く)。

二 建設工事に従事する者の建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上並びに処遇の改善に関する取組を支援する事業を実施している場合

三 災害が発生した場合における当該災害を受けた地域の公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合

5 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合において、その内容が建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発達に特に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(証明書の様式)

第二十四条 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 ロの下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1) 四 (略)

第十七条の九	法第二十六条の十二第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項第三号
第十七条の十第一項	法第二十六条の十二第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項第四号
第十七条の第十二項	前項各号	第二十一条の十において準用する第十七条の十第一項各号
第十七条の十二	法第二十六条の十七第二項	(略)

(建設業者団体の届出)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出のあつた取組の内容が、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査をする職員の証票)

第二十四条 法第三十一条第二項の規定により立入検査をする職員が携帯すべき証票は、別記様式第二十七号による。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 ロの下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1) 四 (略)

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前項第四号口の下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号二(1)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四条の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む)。

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格並びに第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

ロ、二 (略)

3、6 (略)

7 第二項各号に掲げる書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 (略)

(証明書の様式)

第二十九条 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

(削る)

一、三 (略)

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の七(法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む)、法第二十六条の十から法第二十六条の十二まで(法第二十六条の十一第二項を除く)並びに法第二十六条の十四から法第二十六条の十六まで(法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む)、法第二十六条の十

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 前項第四号口の下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号二(1)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四条の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む)。

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ロ、二 (略)

3、6 (略)

7 法第十九条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、契約事項等が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第二項第一号に規定する添付書類に代えることができる。

8 (略)

(新設)

(権限の委任)

第二十九条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者若しくは法第三条第一項の許可を受けようとする者の主たる営業所の所在地、法第七条第一号口、第二号ハ若しくは法第十五条第二号ハの認定若しくは法第二十七条第三項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第二十七条の九第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十五条の二十七第二項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項並びに法第四十一条並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第一号口の規定により認定すること(外国における経験に関するものに限る)。

二、四 (略)

五 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の六(法第二十六条の七第二項において準用する場合を含む)、法第二十六条の九から法第二十六条の十五まで(法第二十六条の十第二項を除く)並びに法第二十六条の十三から法第二十六条の十五まで(法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む)、法第二十六条の十七第

八 第一項、法第二十六条の二十、法第二十六条の二十一第一項並びに法第二十六条の二十二（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五十三 (略)

十四 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号並びに第二項第一号

口(5)及び第二号口(3)、令第三十七条、令第三十八条、令第四十条第一項並びに令第四十一条

第一項の規定による権限

十六 令第四十四条第二号の規定により指定すること。

十七 第七条第一号ハの規定により認定すること（外国における経験に関するものに限る。）。

十八 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第七条の四第二項及び第七条

の六第一項（第七条の七第二項（第十八条の二十二において準用する場合を含む。）において

これらの規定を準用する場合を含む。）、第七条の九から第七条の十一まで及び第七条の十三

から第七条の十五まで（第十八条の二十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、

第七条の十七及び第七条の十八（第十八条の二十二においてこれらの規定を準用する場合を

含む。）、第十八条の十九第二項並びに第十八条の二十第一項の規定による権限

十九 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第

二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十

一及び第十七条の十五（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第

十七条の十六第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十第一項、第十七条の二

十一（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七条の二十二第一項、第十七

条の二十四、第十七条の二十六（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七

条の二十七、第十七条の二十九第一項、第十七条の三十及び第十七条の三十一（第十七条の

四十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の三十八第一項、第十七条

の四十並びに第十七条の四十一の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十二第一項及び第三項（第十七条の三十六第二項にお

いて準用する場合を含む。）、第十七条の三十三第三項、第十七条の三十四第一項及び第三項

並びに第十七条の三十五第一項及び第四項の規定による権限

二十二 登録基幹技能者講習機関及び登録経理講習実施機関に関する第十八条の四第二項、第

十八条の六第一項、第十八条の九から第十八条の十一まで（第十九条においてこれらの規定

を準用する場合を含む。）、第十八条の十三から第十八条の十五まで（第十九条においてこれ

らの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の十七及び第十八条の十八（第十九条において

これらの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の二十三第二項並びに第十八条の二十四の

規定による権限

二十三 (略)

二十四 別記様式第二十五号の十一及び第二十五号の十四の規定により認定すること。

一 項、法第二十六条の十九、法第二十六条の二十第一項並びに法第二十六条の二十一（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

六十四 (略)

(新設)

十五 技術検定に関する令第二十七条の三第三項、令第二十七条の五第一項第四号及び第二項

第三号、令第二十七条の六、令第二十七条の七、令第二十七条の九第一項並びに令第二十七

条の十の規定による権限

十六 令第二十七条の十三第二号の規定により指定すること。

(新設)

十六の二 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第七条の四第二項及び第

七条の六第一項（第七条の七第二項（第十八条の七において準用する場合を含む。）において

これらの規定を準用する場合を含む。）、第七条の九から第七条の十一まで及び第七条の十三

から第七条の十五まで（第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七

条の十七及び第七条の十八（第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、

第十八条の四第二項並びに第十八条の五第一項の規定による権限

十七 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第

二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の八

及び第十七条の十二（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十

七条の十三第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

十八 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の十七第一項、第十七条の十

八（第十七条の三十九において準用する場合を含む。）、第十七条の十九第一項、第十七条の

二十一、第十七条の二十三（第十七条の三十九において準用する場合を含む。）、第十七条の

二十四、第十七条の二十六第一項、第十七条の二十七及び第十七条の二十八（第十七条の三

十九においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第一項、第十七条の三

十七並びに第十七条の三十八の規定による権限

十九 資格者証に関する第十七条の二十九第一項及び第三項（第十七条の三十三第二項にお

いて準用する場合を含む。）、第十七条の三十第三項、第十七条の三十一第一項及び第三項並び

に第十七条の三十二第一項及び第四項の規定による権限

(新設)

二十 (略)

二十一 別記様式第二十五号の八及び第二十五号の十一の規定により認定すること。

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（官報）のうち、様式の改正に係る部分の別添を省略いたします。何卒、ご了承ください。

なお、当該部分の改正内容については、建設業課ホームページ内の「新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について」(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html)にて掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

以上

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(1)若しくは(2)若しくは第二号(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号(3)若しくは(4)若しくは第二号(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号(1)から(5)までに該当する者及び第二号(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

(試験の免除の申請)

第五条 令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二十三条の改正規定（公布の日

二 第一条中第二十七条の十四の改正規定（その日の前五年内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない）を「同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない」に改める部分に限る、別記様式第二十五号の四記載要領11の改正規定及び別記様式第二十五号の七記載要領8の改正規定 令和三年一月一日（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に改正法第一条の規定による改正前の建設業法第十九条第一項に規定する書面の交付を同条第三項に規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に講ずる措置が適合すべき技術的基準については、第一条の規定による改正後の建設業法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の四第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合における施工体制台帳、再下請通知、施工体系図及び法第四十条の三に規定する帳簿の記載事項及び添付書類については、新規則第十四条の二第一項及び第二項、第十四条の四第一項、第十四条の六並びに第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新規則第十八条の三の経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和三年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和二年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例による。

第五条 新規則第十八条の三第三項第二号ハの登録を受けようとするものは、施行日前においても、新規則第十八条の二十三の規定の例により、登録の申請をすることができる。この場合において、当該登録は、施行日にその効力を生ずる。

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(1)若しくは(2)若しくは第二号(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号(3)若しくは(4)若しくは第二号(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号(1)から(5)までに該当する者及び第二号(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

(試験の免除の申請)

第五条 令第二十七条の七の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第二十七条の七に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第二十七条の七に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第二十七条の七の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(建設業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第六条 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

附 則

第二条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで(第十八条の四第二項第五号、第十八条の六第二項第五号及び第十八条の八第七号を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則

第二条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで(第十八条の三の二第二項第五号、第十八条の三の四第二項第五号及び第十八条の三の六第七号を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の四第一項	(略)	(略)	第十八条の四第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の五第三号、第十八条の六第二項第二号から第四号まで、第十八条の八(見出しを含む)、第十八条の十、第十八条の十一(見出しを含む)、第十八条の十四、第十八条の十五、第十八条の十六第三項、第十八条の十七並びに第十八条の十八第四号
(略)	(略)	(略)	
第十八条の四第二項	(略)	(略)	
第十八条の四第二項及び第三項第六号	(略)	(略)	
第十八条の四第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の十第六号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員	

第十八条の三の二第一項	(略)	(略)	第十八条の三の二第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の三の三第三号、第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで、第十八条の三の六(見出しを含む)、第十八条の三の八、第十八条の三の九(見出しを含む)、第十八条の三の十一、第十八条の三の十三、第十八条の三の十四第三項、第十八条の三の十五並びに第十八条の三の十六第四号
(略)	(略)	(略)	
第十八条の三の二第二項	(略)	(略)	
第十八条の三の二第二項及び第三項第六号	(略)	(略)	
第十八条の三の二第二項第一号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四
第十八条の三の二第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の三の八第六号	登録基幹技能者講習委員	登録解体工事講習委員	

<p>第十八条の四第二項第四号</p>	<p>第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者</p>	<p>第十八条の五、第十八条の六第二項、第十八条の七第一項、第十八条の十五第六号及び第十八条の十八第一号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項の規定により読み替えて準用する第十八条の六第一項第二号に規定する講師として登録解体工事講習事務に従事する者</p>
<p>第十八条の三の二第三項第四号</p>	<p>第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ</p>	<p>第十八条の三の二第三項第六号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ</p>
<p>第十八条の三の二第三項第四号</p>	<p>第十八条の三の四第一項</p>	<p>第十八条の三の二第三項第六号</p>	<p>第十八条の三の十三</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十三</p>
<p>第十八条の三の四第一項</p>	<p>第十八条の三の六第三号</p>	<p>第十八条の三の四第一項</p>	<p>第十八条の三の十三</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号</p>
<p>第十八条の三の四第一項</p>	<p>第十八条の三の六第三号</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号</p>	<p>(略)</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ</p>

第十八条の十第八号	(略)	(略)	第十八条の十第三号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の六第二項	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の十第七号	(略)	(略)	第十八条の八第八号	(略)	(略)	第十八条の六第二項第二号及び第十八条の八から第十八条の十七まで	(略)	(略)	(略)
第十八条の十第六号	(略)	(略)	第十八条の十第九号及び第十八条の十六第一項第四号	(略)	(略)	第十八条の八	(略)	(略)	(略)
第十八条の十第五号	(略)	(略)	第十八条の十第四号及び第十八条の十三並びに第十八条の十六第四項第一号及び第二号	(略)	(略)	第十八条の三の四第二項	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関

第十八条の三の八第八号	(略)	(略)	第十八条の三の七	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	第十八条の三の四第二項各号	第十八条の三の六	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第七号	(略)	(略)	第十八条の三の八第三号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の三の四第二項第二号及び第十八条の三の六から第十八条の三の十五まで	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第六号	(略)	(略)	第十八条の三の八第四号及び第五号並びに第十八条の三の十四第四項第一号及び第二号	(略)	(略)	第十八条の三の六第八号、第十八条の三の八第九号及び第十八条の三の十四第一項第四号	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第五号	(略)	(略)	第十八条の三の八第四号及び第五号並びに第十八条の三の十四第四項第一号及び第二号	(略)	(略)	第十八条の三の六第八号、第十八条の三の八第九号及び第十八条の三の十四第一項第四号	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第四号	(略)	(略)	第十八条の三の八第三号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第三号	(略)	(略)	第十八条の三の八第二号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第二号	(略)	(略)	第十八条の三の八第一号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第一号	(略)	(略)	第十八条の三の八第一号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関
第十八条の三の八第一号	(略)	(略)	第十八条の三の八第一号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の	第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで	(略)	登録基幹技能者講習実施機関	登録解体工事講習実施機関

り博士の学位を授与された者
 □ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

講習に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

第十八条の十六第一項第三号	登録基幹技能者講習が 登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習が	第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項
受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習が	登録基幹技能者講習を
受講者の受講番号、氏名及び生年月日	登録解体工事講習に	登録解体工事講習が	登録解体工事講習を

第十八条の三の十六第三号	第十八条の三の十六第二号	第十八条の三の十四第一項第三号	第十八条の三の十四第一項	第十八条の三の十三第五号	第十八条の三の十三第四号	第十八条の三の十三第二号	第十八条の三の十三第一号	第十八条の三の十	第十八条の三の十一	第十八条の三の十第二項及び第十八条の三の十四第四項	第十八条の三の八第十三号
第十八条の三の九	第十八条の三の七	受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別	登録基幹技能者講習に	第十八条の三の十五	前二条	第十八条の三の七	第十八条の三の三第一号	第十八条の三の六	登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項	登録基幹技能者講習を	第十八条の三の十四第三項
改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の九	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	受講者の受講番号、氏名及び生年月日	登録解体工事講習に	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十五	改正規則附則第二条第二項において準用する前二条	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の三第一号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六	登録解体工事講習が改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項	登録解体工事講習を	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十四第三項

第三条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで(第十八条の八第七号を除く。)の規定を準用する。

第四条 この省令の施行の際現にとび・土工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。

第三条 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで(第十八条の三の六第七号を除く。)の規定を準用する。

第四条 この省令の施行の際現にとび・土工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。